



平成 20 年 3 月 5 日

各 位

会 社 エルナー株式会社
代表者名 代表取締役社長 青野英敏
(コード番号 6972 東証2部)
問合せ先 執行役員管理部長 村嶋宏之
(TEL 045-470-7253)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 5 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 3 月 28 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更定款案
<新設>	第 41 条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第 41 条 (配当金の除斥期間等) 配当金は、その交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 また、未払配当金には利息をつけない。	第 42 条 (配当金の除斥期間等) <現行どおり>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成20年 3 月28日 (金)
(2) 定款変更の効力発生日 平成20年 3 月28日 (金)

(注) 上記の内容につきましては、平成20年 3 月28日開催予定の第72回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上